

## 《会計・税務の知識》非居住者等に対する源泉所得税

### 1. 非居住者に対する支払の源泉徴収義務

非居住者等に対して、国内において源泉徴収の対象となる国内源泉所得の支払をする者は、その支払の際、所得税を源泉徴収し、納付する義務があります。

国内源泉所得の支払が国外において行われる場合には、原則として源泉徴収の必要はありませんが、その支払者が国内の住所若しくは居所を有し、または国内に事務所、事業所その他これらに準ずるものを有するときは、国内において支払われたものとみなして源泉徴収をする必要があります。

また、組合契約等に基づいて行う事業から生じる利益の配分について、組合契約等を締結している組合員である非居住者等がその組合契約等に定める計算期間において生じた利益につき金銭その他の資産の交付を受ける場合には、その利益の配分をする者をその利益の支払をするものとみなし、利益の配分をする者は、源泉徴収をする必要があります。

### 2. 源泉徴収税額の納付

非居住者から源泉徴収した所得税（割引債の償還差益及び上場株式等の譲渡所得についてのものを除く）は、原則として支払った日の属する月の翌月10日までに「非居住者・外国人の所得についての所得税徴収高計算書（納付書）」を添えて納付します。

なお、国内源泉所得の支払が国外で行われる場合で、その支払者が国内に住所若しくは居所を有し、または国内に事務所、事業所その他これらに準ずるものを有するため、国内において支払われたものとみなして源泉徴収をする場合の所得税の納付期限は、事務手続等を考慮して、翌月10日ではなく、支払った日の属する月の翌月末日となっています。

### 3. 源泉徴収の対象となる国内源泉所得とその税率

源泉徴収の対象となる国内源泉所得とその税率は、次のとおりです。

国内源泉所得	税率
民法に規定する組合契約等に基づいて行う事業から生じる利益でその契約に基づいて配分を受けるもの	20%
土地等の譲渡対価（譲渡対価が1億円以下で、その土地等を自己又はその親族の居住の用に供するために譲り受けた個人から支払われるものは除く）	10%
人的役務の提供事業の対価	20%
不動産の賃貸料等（ただし、不動産等の賃貸料で、自己又はその親族の居住の用に供するために借り受けた個人から支払われるものは除く）	20%
利息等	15%
配当等（上場株式等の配当等・それ以外の配当等）	7% 20%
貸付金の利息	20%
使用料等	20%
給与等の人的役務の報酬等	20%
事業の広告宣伝のための賞金	20%
生命保険契約に基づく年金等	20%
定期積金の給付補てん金等	15%
匿名組合契約等に基づく利益の配分	20%

### 4. 二国間租税条約

日本とその非居住者等の居住地国との間に租税条約が結ばれている場合、3.の税率が租税条約で定められた税率を上回るときは、租税条約で定められた税率によることになります。

租税条約で定められた税率による場合には、「租税条約に関する届出書」（「特典条項に関する付表」）「居住者証明書」の添付が必要な国（も有）の提出が必要です。

#### 【ロイヤリティ（使用料）の税率の比較】

日本	条約相手国（一例）	
20%	イギリス	免税
	オーストラリア	5%
	フランス	免税
	カナダ	10%
	韓国	10%
	ブラジル	12.5%